

(事前公表)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年3月11日

1. 契約の名称及び数量

- (1) 名称 西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託
- (2) 内容 ①清掃業務、②緑地等管理業務、③校内巡回業務等
※ 詳細は別添仕様書のとおり

2. 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者であること

- (1) 県内に住所を有する地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者
 - ①障害者支援施設
 - ②地域活動支援センター
 - ③障害福祉サービス事業を行う施設
 - ④小規模作業所
- ⑤①から④に準ずる者として知事の認定を受けた者
なお、複数の構成員による共同体として見積を提出することを可とします。ただし、共同体を構成する全ての構成員は、上記①～⑤のいずれかに該当する者であることを要件とします。また、共同体の構成員は、他の共同体の構成員になること、または単独で見積を提出することはできません。
- (2) 令和3年度から令和5年度までの過去3年間において、同種の業務の実績を有する者

3. 契約の相手方の決定方法

- (1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
- (2) 最低価格となる額を2人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
- (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。

4. 質問の受付及び回答

- (1) 質問受付期限
令和6年3月14日（木） 午後5時必着
- (2) 質問方法
質問は別紙様式Aに記入の上、6の担当部局まで電子メール又はFAXで提出し、電話にて受信確認を行うこと。（電話又は口頭による質問は受け付けない。）
- (3) 質問に対する回答
各者からの質問は、公正な競争を妨げる質問を除き、すべてまとめて令和6年3月18日（月）までに奈良県立西和養護学校ホームページに掲載（質問者名は公表しない。）します。

5. 見積書の提出先及び提出期限

- (1) 提出先 奈良県立西和養護学校事務室
- (2) 提出期限 令和6年3月25日（月）午後5時まで
- (3) その他
 - ①見積書（参考様式B）には
 - ・上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類
 - ・本件業務の実施体制表
 - ・同種の業務（別紙作業一覧表参考）の実績を証明する契約書等の写し
 - ・複数の構成員による共同体として見積書を提出する場合は、構成員間による協定書の写し（様式C）を添付してください。
 - ②次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。
 - ア 上記2に該当しない者が提出した見積書
 - イ 記名押印を欠く見積書
 - ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書

エ 価格を加除訂正した見積書

オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

6. 契約事務を担当する所属

奈良県立西和養護学校

住所 : 〒639-0205 奈良県北葛城郡上牧町下牧1010

電話 : 0745-73-2111

FAX : 0745-32-9877

E-mail : seiwayogo-hs@office.pref.nara.lg.jp

7. 契約の解除等について

(1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

① 決定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

(2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

(様式A)

質 問 票

令和 年 月 日

奈良県立西和養護学校 御中

名 称： _____

担当者名： _____

電 話： _____

F A X： _____

メール： _____

西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託に係る説明書について、下記のとおり質問します。

記

質問事項：（簡潔に記入してください）

※令和6年3月14日（木）午後5時必着

(参考様式B)

見積書

金 円

但し、西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託に係る金額

上記のとおり見積します。

令和 年 月 日

奈良県立西和養護学校長 殿

住 所
名 称
代表者名

印

共同企業体の場合

(参考様式B)

見 積 書

金 円

但し、西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託に係る金額

上記のとおり見積します。

令和 年 月 日

奈良県立西和養護学校長 殿

共同企業体名

代表企業名

住 所

名 称

代表者名

印

構成員

住 所

名 称

代表者名

印

【3者以上の場合は、構成員の記入欄を適宜挿入すること】

(見積書記載例)

(参考様式B)

見 積 書

金 円

但し、 西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託
に係る金額

上記のとおり見積します。

令和 年 月 日

奈良県立西和養護学校長 殿

住所 ○○○○
名称 ○○○○
代表者名 ○○○○

□ 印

・見積もった金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を記入してください。

・押印してください。

(注)

- ・ 見積額は、見積もった金額の110分の100に相当する金額、つまり消費税及び地方消費税の額を含まない金額を記入してください。
- ・ 見積書提出時には封筒に入れ、封緘してください。

(封筒記載例)

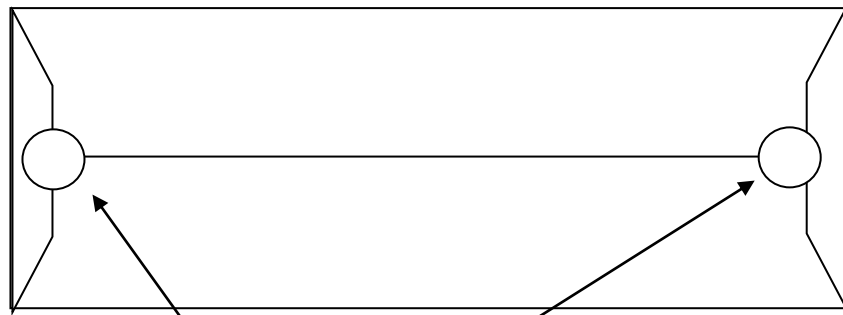
<表面>

共同企業体は
代表企業の名称

西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託

見積書

見積書提出者 名称 ○○○○
代表者名 ○○○○



押印などで封緘

※ 郵送の場合は、表面に「見積書在中」と赤字で記載のうえ、西和養護学校に到着したことを電話でご確認ください。

特定委託業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連携して営むことを目的とする。

一 奈良県立西和養護学校発注に係る西和養護学校障害者就労支援モデル事業委託

(以下「委託業務」という。)

二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、委託業務契約（以下「契約」という。）の履行完了後〇ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 委託業務を受注できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

△△県△△市△△町△△番地 △△△△

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、契約の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○○○ ○○%

△△△△ △△%

2 金銭以外のものによる出資は、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに契約の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務の完了にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合、又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり特定委託業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇 代表 〇〇 (氏名) 印

△△△△ 代表 〇〇 (氏名) 印